

## 減価償却制度の改正と所得税

Q: 私は個人で事業を営んでいます。ところで、平成10年度の法人税の改正では減価償却制度の見直しがいろいろとありましたが、所得税の場合の取扱いを教えてください。

A: 所得税も法人税と同様の取扱いとなりますが、適用時期が多少異なるものもあります。

### 【解説】

平成10年度の減価償却制度の改正は、次のような内容です。

(1)平成10年4月1日以後取得のものに適用

- ①新規取得建物の定額償却の義務付け
- ②営業権の5年間均等償却

(2)平成10年分所得税から適用

- ①2分の1簡便償却の廃止
- ②建物の耐用年数の短縮

(3)平成11年分所得税から適用

- ①少額減価償却資産の取得価額基準(20万円未満から10万円未満へ)の引き下げ
- ②20万円未満資産の一括償却制度

なお、20万円未満資産の一括償却制度は、法人の場合、一括償却対象額として損金経理した金額のうち「当期の月数÷36」を毎期の限度として損金の額に算入することとされていますので、限度額内で任意の額を計上することができますが、個人の場合には、償却計算が強制適用となっていますので、一括償却を選択した場合でも各年の必要経費の額に算入される金額は、「一括償却対象額÷3」で固定されます。

